

# 事業者向けの主な支援

令和3年7月9日時点

## 給付

緊急事態宣言再発令に伴う飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受けた事業者を支援	月次支援金【国】		本年4月以降で緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、前年又は前々年同月比で売上が50%以上減少した月がある事業者に対して、支援金を給付 <b>上限額：法人20万円/月、個人10万円/月</b>
	福岡県中小企業者等月次支援金		県内に本社・本店があり、①本年5月・6月・7月の月間売上が前年(又は前々年)同月比30%以上50%未満減少した中小事業者等(政令市を除く)、②酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、5月・6月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象となっており、(ア)50%以上70%未満減少、又は(イ)70%以上減少している酒類販売事業者(北九州市を除く)に対して、支援金を給付 <b>①上限額：法人10万円/月、個人5万円/月</b> <b>②上限額：(ア)法人20万円/月、個人10万円/月 (イ)法人40万円/月、個人20万円/月</b>
県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店などを支援	福岡県感染拡大防止協力金	<b>第5期</b> 対象区域： <b>①福岡市、②久留米市</b> 要請期間： ①令和3年4月22日～5月5日 ②令和3年4月25日～5月5日 申請受付期間： 令和3年5月20日～8月11日	①福岡市：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日(最大14日間) ②久留米市：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日(最大11日間) ※大企業は、売上高減少額の <b>4割(上限額：「20万円」又は「1日当たりの売上高の3割」のいずれか低い額)</b>
		<b>第6期</b> 対象区域： <b>①福岡市、②久留米市、③その他市町村</b> 要請期間： 令和3年5月6日～5月11日 申請受付期間： 令和3年5月20日～8月11日	①福岡市、②久留米市： 売上高に応じて 3～10万円/日(最大6日間) ③その他市町村：売上高に応じて 2.5～7.5万円/日(最大6日間) ※大企業は、売上高減少額の <b>4割(上限額：①②「20万円」③「第5期と同様」)</b>
		<b>第7期</b> 対象区域： <b>県内全域</b> 要請期間： 令和3年5月12日～5月31日 申請受付期間： 令和3年6月1日～8月11日	売上高に応じて 4～10万円/日(最大20日間) ※家賃月額×2/3(上限額：20万円)を加算(酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業又は酒・カラオケ設備の提供を止めて営業時間短縮した場合に加算。福岡市の休業した店舗・北九州市の店舗は各市に申請) ※大企業は、売上高減少額の <b>4割(上限額：20万円)</b>
		<b>第8期</b> 対象区域： <b>県内全域</b> 要請期間： 令和3年6月1日～6月20日 申請受付期間： 令和3年6月21日～8月11日	<b>第7期と同様</b>
		<b>第9期</b> 対象区域： <b>①福岡市、②北九州市、③久留米市、④その他市町村</b> 要請期間： 令和3年6月21日～7月11日 申請受付期間： 令和3年7月12日～8月11日	①福岡市、②北九州市、③久留米市： 売上高に応じて3～10万円/日(最大21日間) ④その他市町村：売上高に応じて2.5～7.5万円/日(最大21日間) ※大企業は、売上高減少額の <b>4割(上限額：①②③「20万円」④「第5期と同様」)</b>

月次支援金事務局相談窓口  
**☎0120-211-240**  
**☎03-6629-0479**(IP電話専用回線)  
 ※8時30分～19時、土日祝日含む

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター  
**☎0120-876-866**  
 ※平日9時～17時

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター  
**☎0120-567-918**  
 ※9時～17時、土日祝含む

# 給付

県の要請に応じて営業時間短縮を行った飲食店などを支援	福岡県感染拡大防止協力金 (大規模施設・大規模施設テナント向け)	<b>第1期</b> 対象区域: <b>県内全域</b> 要請期間: 令和3年5月12日～5月31日 申請受付期間: 令和3年6月1日～8月11日	要請に応じて短縮した時間に対応して <b>大規模施設: 1,000㎡毎に20万円/日</b> (最大20日間) <b>テナント: 100㎡毎に2万円/日</b> (最大20日間)
		<b>第2期</b> 対象区域: <b>県内全域</b> 要請期間: 令和3年6月1日～6月20日 申請受付期間: 令和3年6月21日～8月11日	第1期と同様
		<b>第3期</b> 対象区域: <b>福岡市、北九州市、久留米市</b> 要請期間: 令和3年6月21日～7月11日 申請受付期間: 令和3年7月12日～8月11日	第1期と同様(最大21日間)

福岡県感染拡大防止  
協力金コールセンター  
☎0120-567-918  
※9時～17時、土日祝含む

# 補助・助成

一時休業などにより、休業手当などを支給する場合	雇用調整助成金	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。 <b>助成率 中小企業4/5</b> (解雇などしなかった場合10/10)など ※1人当たり日額15,000円が上限
デリバリーやオンラインレッスンの導入などに新たに組みたい	経営革新実行支援補助金	経営革新計画を策定し、新たな取り組みにチャレンジする事業者に補助金を支給します。 <b>補助率 3/4 (上限額50万円)</b>

福岡助成金センター  
雇用調整助成金分室  
☎092-402-0537  
または  
北九州雇用調整助成金臨時窓口  
☎093-616-0860

福岡県  
新事業支援課  
☎092-643-3449

# 貸付

資金繰りのため融資を受けたい  ※融資対象者には、一定の要件があります。	緊急経済対策資金	<b>融資利率1.3%・保証料ゼロ</b> 融資限度額 1億円 融資期間 10年以内 据置期間 2年以内
	政府系金融機関による融資	<b>3年間実質無利子・無担保の</b> 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。

福岡県  
フリーダイヤル  
経営相談窓口  
☎0120-567-179

日本政策金融公庫  
事業資金相談ダイヤル  
☎0120-154-505

# 猶予

納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。
--------	-------	---

国税:各税務署  
県税:各県税事務所  
市町村税:各市町村